

(熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例の一部改正)

第1条 熊本県緑資源公団事業特別徴収金徴収条例(昭和55年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例

第1条中「緑資源公団法(昭和31年法律第85号)」を「独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)」に、「第27条の3第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条中「法第18条第1項第7号イ又はロ」を「法第11条第1項第7号イ又はロ」に、「法第22条の3第3項第2号」を「法第15条第3項第2号」に、「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に、「法第22条の3」を「法第15条」に、「緑資源公団法施行令(昭和31年政令第218号)」を「独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号)」に、「第29条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第3条第1号中「法第27条の2第1項」を「法第24条第1項」に、「政令第31条第1項」を「政令第28条第1項」に改め、同条第2号中「法第27条の2第3項」を「法第24条第3項」に、「政令第31条第1項」を「政令第28条第1項」に改める。

(熊本県農用地整備公団事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県農用地整備公団事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例(平成12年熊本県条例第26号)を次のように改正する。

附則第2項中「緑資源公団法(昭和31年法律第85号)附則第13条第1項の規定により緑資源公団が行う同項の業務に係る特別徴収金」を「この条例の施行前に旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イ及びロの規定により農用地整備公団が実施した事業で、この条例の施行の日において当該事業の完了の公告をした日以後8年を経過していないもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第58号

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部の次のように改正する。

第2条第1項中「別表の備考第5号」を「別表の備考第8号」に、同条第3項第2号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

(熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成8年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第59号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「公団等」を「機構等」に、「本項」を「この項」に改め、同項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 独立行政法人緑資源機構

(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(4) 独立行政法人雇用・能力開発機構

第2条第3項第6号を次のように改める。

(6) 独立行政法人水資源機構

第2条第3項第8号から第10号までを次のように改める。

(8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(9) 独立行政法人環境再生保全機構

(10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第3条第5号中「水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第18条第1項」を「独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項」に改め、同項第14号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則